



# 医療費支払いの仕組みについて



マイナ保険証等を提示して医療機関等を受診したときは、受診者は健康保険法で定められている自己負担額（医療費の2～3割）を窓口で支払います。残りの医療費（7～8割）については、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）を経由して、健康保険組合に請求します。健康保険組合は、支払基金を通じて、医療機関等に医療費の支払いをしています。

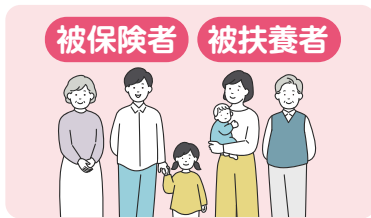
このため、健康保険組合に医療費が請求されるのは、診療月からおおよそ2ヵ月後となり、健康保険組合から被保険者に保険給付金（高額療養費や付加金）が支給される時期は、診療月の3ヵ月後以降にお勤めの事業所等の口座へ振込が行われます。

## 医療費等の仕組み

マイナ保険証は、受付・支払などの手続きが円滑になります!



マイナ保険証で受付

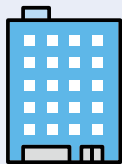


保険料の支払い

給付金の支払い

### 健康保険組合

医療費の請求内容が適切かどうかを確認したうえで支払う

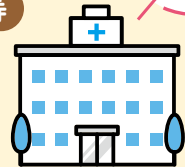


マイナ保険証等の提示・自己負担分の支払い

診療

### 医療機関等

診療にかかった費用を請求する

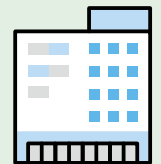


医療費の請求

医療費の支払い

### 支払基金

医師の診療が適切かどうかを審査し、記載に漏れやミスがないかを点検をする



医療費の支払い

医療費の請求

## マイナ保険証をご利用ください!

受付の自動化で時短!医療情報の共有化でより良い医療が受けられます!

受付はとっても簡単



### 1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。



### 2 本人確認

顔認証または4ケタの暗証番号を入力してください。



### 3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。



カードを忘れずに

### 4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。